

三重県復興指針

【概要版】



平成28年3月

三重県

目 次

第1章 三重県復興指針がめざすもの.....	1
1 復興指針策定の背景～東日本大震災の発生から5年が経過して～.....	1
2 復興指針策定の目的.....	2
3 復興指針の位置づけ.....	3
第2章 南海トラフ地震からの復興プロセスにおいて想定される事態.....	4
1 想定される被害の様相.....	4
2 復興プロセスにおいて想定される事態 ～震災復興における実例や課題をふまえて～.....	5
第3章 「復興」の基本理念.....	13
1 「人間」と「人間関係」の回復.....	13
2 地域コミュニティの再生.....	13
第4章 復興に向けて取り組むべき対策の全体像.....	14
1 復興に向けた対策（全体像）.....	14
第5章 地域コミュニティの再生に向けて.....	16
1 「復興」の基本理念をふまえた平時からの取組.....	16
2 平時からの取組の延長線上にある取組.....	17



第1章 三重県復興指針がめざすもの

1 復興指針策定の背景～東日本大震災の発生から5年が経過して～

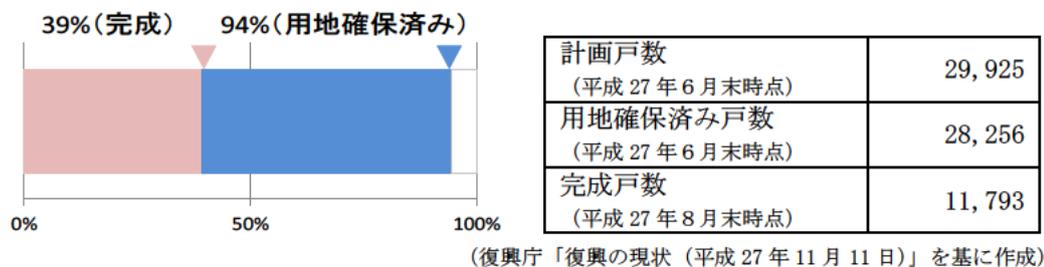
東日本大震災の発生から5年の歳月が流れました。

被災地では、復興に向けた懸命の取組が続けられていますが、復興はおろか、未だ多くの被災者が元の生活を取り戻すことさえできていません。

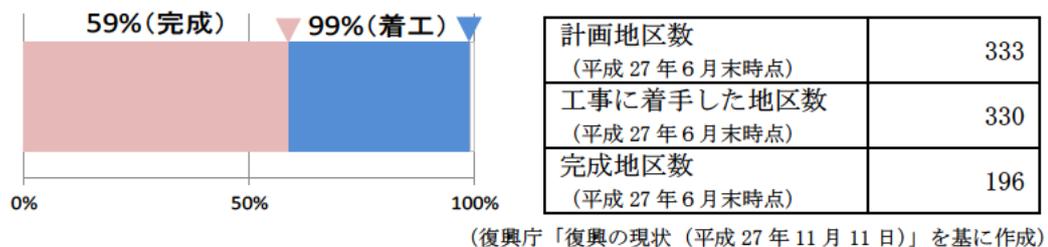
津波に襲われて跡形もなくなってしまった地域や、かろうじて街の中心部が残った地域など、被害の姿はさまざまであり、そのため復興の進め方もまた地域によってずいぶん異なっていますが、総じて言えば、震災後に描いたビジョンどおりに復興が進んでいる地域は極めて少なく、復興はまだまだ道半ば、と言うより、むしろ長期化の様相を見せていると言えるでしょう。

この5年間の復興状況を概観してみると、まず、住宅再建については、平成27年6月末時点において、災害公営住宅の94%で用地が確保されるとともに、高台移転では99%の地区で工事が着工されるなど、この1～2年間で大きな進捗が見られたものの、現在も、仮設住宅（プレハブ仮設住宅と民間借上住宅の合計）での生活を余儀なくされている被災者は、岩手県で約2万3千人、宮城県で約4万8千人（平成27年11月30日時点）に上るなど、住まいの復興はまだまだ厳しい状況にあります。

（図表 住宅の再建（災害公営住宅の整備））



（図表 住宅の再建（防災集団移転促進事業の進捗））



雇用については、有効求人倍率は1倍を超えて高水準で推移しているものの、業種や職種の間で求人と求職の間に隔たりがあり、雇用のミスマッチが発生し



ています。また、震災後の人口流出は、とりわけ水産加工業など特定の業種で
の人手不足に拍車をかけており、被災地の産業再生にとって大きなマイナス要
素となっています。

被災者への健康支援については、仮設住宅等での不自由で不安定な生活が長
期化する中で、定期的な健康相談の巡回や検診などの活動が欠かせないもの
となっています。また、被災者一人ひとりに寄り添う心のケアの必要性が増して
います。

教育については、一部の学校において仮設校舎や間借り等があるものの、全
ての学校が再開されていますが、児童生徒に対する細やかな心のケアが必要と
されています。

公共インフラの復旧については、道路網の整備など一部を除き、上下水道、
電気、通信等は概ね計画どおりに復旧が進められています。

産業の復興については、被災地域の産業基盤である、水産業、農業、商工業、
観光業などの復旧・復興に向けて、事業活動の再開・継続に向けた取組が進め
られていますが、震災により失われた販路が確保できない、観光需要の回復に
至っていないなどの課題も浮かび上がっています。

2 復興指針策定の目的

(事前準備の必要性)

近い将来、南海トラフ地震の発生による甚大な被害が確実視されている三重
県にとって、東日本大震災の被災地のみなさんが復興に向けて懸命な努力を続
けておられる姿は、決して他人事ではありません。

災害が発生してから復興のことを考え始めたのでは遅い、というのが、東日
本大震災で得られた貴重な教訓なのです。

このため、三重県は、近い将来、大災害に見舞われても、速やかな復興作業
が円滑に進められるよう、復興に向けた事前準備として、「復興対策の手順の明
確化」を図るための「手順書」あるいは「マニュアル」を策定することとしま
した。

それが、「三重県復興指針」です。

(復興指針の活用者)

本指針を活用する時機は、震災発生後であり、活用者としては、第一義に、
復興方針や復興計画の策定に携わる県職員、復興計画に掲げる事業を推進する
こととなる県職員を想定しています。

それと同時に、本指針はもちろん、いざ災害時には最前線で復興作業に従事
しなければならない市町職員のみなさんにとっても有用なものでなければなり



ません。

さらに、平時からの準備ということについては、県民や事業者のみなさんに、本指針を活用していただくことも、とても大事であると考えています。

	県	市町	県民・事業者等
大規模 災害 発生時	大規模災害発生時、「三重県復興方針（仮称）」及び「三重県復興計画（仮称）」を速やかに策定するための指針として活用	大規模災害発生時、復興計画を速やかに策定するための指針として活用	—
平時	復興に向けた準備に取り組むための指針として活用	復興に向けた準備に取り組むための指針として活用	震災発生後の復興プロセスについて、事前に理解を深めるための啓発資料として活用

3 復興指針の位置づけ

（関連法令との関係）

本指針は、復興法第9条に基づき、県が定める「三重県復興方針（仮称）」の速やかな策定に資するものであり、また、三重県防災対策推進条例第75条に基づき、県がまとめる「三重県復興計画（仮称）」の策定にも資するものです。

（三重県地域防災計画との関係）

本指針は、「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」に掲げる「発災後対策」のうち、「第7章 復旧に向けた対策」の項で定めている事項、また、「復旧・復興対策」のうち「第1章 復旧・復興対策」の項で定めている事項を補完する関係にあるものであり、そのために必要となる対策を整理したものです。

第2章 南海トラフ地震からの復興プロセスにおいて想定される事態

1 想定される被害の様相

(揺れや津波等により全壊する家屋数)

(単位：棟)

項目	三重県 (過去最大)	東日本大震災	阪神・淡路大震災
揺れ	約 23,000	約 7,600	約 105,000
液状化	約 5,900		—
津波	約 38,000	約 120,000	—
急傾斜地等	約 700		—
火災	約 2,100	約 80	約 6,000
計	約 70,000	約 128,000	約 111,000

〔三重県「三重県地震被害想定調査結果」、復興庁「東日本大震災からの復興の状況と最近の取組（平成27年11月版）」、兵庫県「阪神・淡路大震災の被害確定について」を基に作成〕

(津波により浸水する面積)

(単位：km²)

三重県		東日本大震災					
過去最大	理論上最大	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	千葉県
約 230	約 280	約 24	約 58	約 327	約 112	約 23	約 17
		約 561					

(三重県「三重県地震被害想定調査結果」を基に作成)

(仮設住宅の必要戸数)

(単位：戸)

項目	三重県 (過去最大)	岩手県	宮城県	兵庫県
仮設住宅	13,003	17,622 (H23.12.2)	48,151	48,439
うちプレハブ仮設住宅	3,730	13,228 (H24.1.13)	22,095	48,300
うち民間借上住宅 (公営住宅一時利用を含む)	9,273	4,464 (H23.10.7)	26,056	139

〔三重県「三重県地震被害想定調査結果」、岩手県「東日本大震災津波からの復興の取組状況について」、宮城県「東日本大震災復旧期の取組記録誌」、内閣府「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会中間取りまとめ」を基に作成〕

岩手県の数値は、() 書き時点における最大値であるため、合計値は合わない

(災害公営住宅の必要戸数)

(単位：戸)

項目	三重県 (過去最大)	岩手県	宮城県	兵庫県
災害公営住宅	9,431	5,771	15,920	25,421

〔 三重県「三重県地震被害想定調査結果」、岩手県「災害公営住宅の進捗状況（平成27年9月30日時点）」、宮城県「災害公営住宅の整備状況について（平成27年10月31日時点）」、兵庫県「復興制度等提言事業調査報告書」を基に作成 〕

(災害廃棄物の発生量)

(単位：千トン)

項目	三重県 (過去最大)	東日本大震災	阪神淡路大震災
災害廃棄物	4,567	20,188	約20,000
津波堆積物	13,640	11,016	—

(三重県「三重県災害廃棄物処理計画（平成27年3月）」、兵庫県「復興制度等提言事業調査報告書」を基に作成)

これらの数字を見ただけでも、南海トラフ地震が発生すると、東日本大震災や阪神・淡路大震災と同等あるいはこれらを上回る規模の被害が三重県に生じ、私たちの目の前には、想像を絶するような悲惨な光景が繰り広げられることが容易に想像できます。

それは、復興プロセスにおいても同様であり、東日本大震災だけでなく、過去の震災復興の事例に見られるさまざまな課題は、「三重県の未来を映し出す鏡」だと言えます。

2 復興プロセスにおいて想定される事態

～震災復興における事例や課題をふまえて～

(1) 計画的復興に向けた行政運営において想定される事態

【想定される事態】

〔 復興計画の策定に時間を要し、早期に復興ビジョンを示すことができない 〕

【被災地の状況や課題】

(東日本大震災)

- 岩手県や宮城県などの被災県では、震災直後から、あらゆることに取り組まなければなりません。復旧と復興を同時に進めることが要求され、しかも、短時間で調整を行い、意思決定することが求められました。
- 復興計画のベースとなるものがなく、計画策定は走りながらの対応となりました。

【想定される事態】

行政機能が著しく低下し、人員不足が限界に達する

【被災地の状況や課題】

(東日本大震災)

- 東日本大震災で大きな被害を受けた市町村では、深刻な職員の人員不足が生じ、行政機能が著しく低下したために、その後の復旧の困難の度合いも大きくなりました。

(図表 被災市町村における職員の確保状況)

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	必要数	確保数	不足数	必要数	確保数	不足数	必要数	確保数	不足数	必要数	確保数	不足数
岩手県	366	321	▲45	628	596	▲32	737	697	▲40	779	726	▲53
宮城県	963	494	▲469	1,294	1,033	▲261	1,549	1,218	▲331	1,583	1,259	▲324

(岩手県「いわて復興レポート 2015」、宮城県「宮城県内 15 市町の職員不足について」を基に作成)

(2) 地域の再生や生活の再建において想定される事態

【想定される事態】

生活の拠点となる住まいの確保が計画どおりに進まない

【被災地の状況や課題】

(東日本大震災)

- 仮設住宅の建設用地は、災害廃棄物の仮置場とバッティングして確保が困難になるとともに、建設に必要な資機材や労働力の不足も深刻化しました。
- 仮設住宅を建設した後においても、高台移転や多重防御といった手法を決定するための地元との合意形成、さらには、用地買収に時間を要し、復興事業の進捗に遅れが生じました。

(図表 住まいの確保に関する事業の見通し)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
住まいの確保に関する事業が 26 年度までに完了した市町村(20 市町村)	20 市町村				
住まいの確保に関する事業が 27 年度に完了する市町村(17 市町村)	17 市町村				
住まいの確保に関する事業が 28 年度以降に残る市町村(18 市町村)	野田村、洋野町、宮古市、山元町				
	大槌町、南三陸町、新地町 東松島市、七ヶ浜町、名取市、多賀城市				
	山田町、釜石市、大船渡市、陸前高田市、気仙沼市、石巻市、女川町				

(復興庁「東日本大震災からの復興の状況と最近の取組(平成 27 年 11 月版)」を基に作成)



【想定される事態】

〔これまで築いてきた人間関係が希薄化、喪失する〕

【被災地の状況や課題】

(東日本大震災)

- 東日本大震災で住まいを失った被害者は、復旧・復興の段階により、避難所、仮設住宅、そして災害公営住宅へと移り住むことを強いられましたが、転居を繰り返すたび、それまで築き上げてきた人間関係が希薄化、または喪失しました。
- 災害公営住宅の現状を見ると、入居者の約 37%は高齢者であり、また、一人暮らしの高齢者は全世帯の4分の1近くに達しています。
- 仮設住宅では、壁の向こう側に人の気配を感じることができましたが、災害公営住宅に入居してしまうと、閉ざされたドアの内側の様子を窺い知ることができなくなり、一人暮らしの高齢者などの孤独死が発生しました。災害公営住宅への入居が復興の終着地とはならず、新たなコミュニティの形成や見守り支援が必要となるなど、これまでも増して、人と人のつながりが求められることとなりました。
- 住民が主体となり、まちづくりのための組織を立ち上げたものの、復興が長引くにつれ、参加者の意欲が薄れていくなど、これから本格化するまちづくりを前にして、疲弊する住民組織が増える事態となりました。

(図表 災害公営住宅における高齢者の入居状況 (平成 27 年 1 月末))

全入居者	うち 65 歳以上	全世帯数	うち一人暮らしの高齢者世帯
8,539	3,136 (36.7%)	4,054	987 (24.3%)

※岩手県、宮城県、福島県の被災市町村等に対するアンケート結果の集計
※最新統計に基づく3県の高齢化率の平均は25.5%

(共同通信 47 行政ジャーナル「災害公営住宅に関する自治体アンケート結果」を基に作成)

【想定される事態】

〔復興プロセスにおいて被災者に格差が生じる〕

【被災地の状況や課題】

(東日本大震災)

- 被災 3 県 (岩手県・宮城県・福島県) では、震災発生から 1 年が経過した、平成 24 年 3 月までに仮設住宅が約 106,000 戸設けられ、このうち民間借上住宅が 55,000 戸近くを占めました。プレハブ仮設住宅が、団地を形成し、行政からの情報提供や生活物資の供給、ボランティアによる支援などを受け入れる拠点となったのに比べ、民間借上住宅では、入居者がバラバラに点在

していたことから、十分な情報やケアが行き届かず、被災者間に支援格差が発生しました。

- 在宅被災者が公的サービスから分離されるという事態も生じました。
- 自立再建できる人は早々に仮設住宅から退去する一方、災害公営住宅では家賃が発生するため、経済的な理由で仮設住宅からの退去に踏み切れない人が残されることとなりました。仮設住宅団地の空洞化が目立ち、経済格差が顕在化してくる中、仮設住宅に住む人々の「取り残され感」が強まりました。

【想定される事態】

〔雇用のミスマッチが発生するとともに、安定的な雇用の確保が困難となる〕

【被災地の状況や課題】

（東日本大震災）

- 有効求人倍率については、東日本大震災の発生前、被災3県の数値は、全国数値より低い水準であったものが、震災後、特に平成23年5月以降は、求人数の増加により急上昇し、平成24年に入ってから全国数値を概ね上回って推移しました。
- しかしながら、求人募集のある業種と求職者の希望との間に隔たりがあることや、復興需要が終息した後の雇用機会の縮小、人口流出による労働力減少などもあり、雇用環境は不安定な状態となりました。
- 震災がきっかけとなり、多くの非正規雇用者の職が失われました。
- 雇用の回復の遅れは、被災者の生活を困難とし、再建意欲を失わせることにつながりました。

【想定される事態】

〔被災者生活が長期化する〕

【被災地の状況や課題】

（東日本大震災）

- 仮設住宅での生活が長引くにつれ、生活不活発病の増加、高齢者や障がい者の要介護度の悪化、うつ病やアルコール依存症の増加など、被災者の心身への影響が深刻化しました。
- 復旧・復興活動が長期化する中、被災者に対するボランティアによる支援活動をいかに継続していくかなど、難しい対応を迫られることとなりました。
- 震災ストレスによる児童生徒の精神的変調も増加しました。宮城県では、中学生の不登校率が、平成24～25年度と2年連続で全国ワースト1位（平成26年度はワースト2位）となりました。宮城県教育委員会の追跡調査によれば、「不登校となった児童生徒のうち、約8%が震災を要因としている」との分析結果が示されました。

【想定される事態】

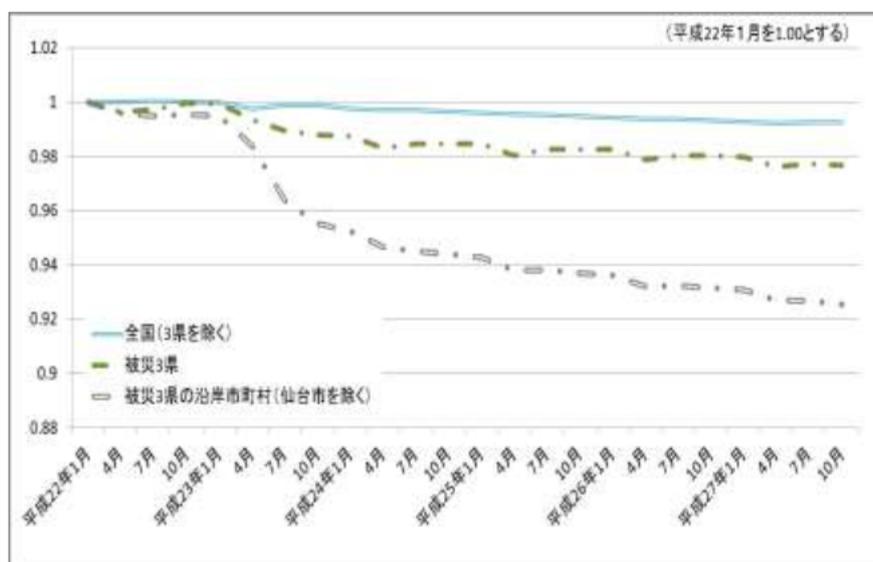
〔従前から抱えていた地域の課題が、震災を契機にさらに加速化・顕在化する〕

【被災地の状況や課題】

(東日本大震災)

- 震災は、地域社会が抱える弱点や災害弱者を狙い撃ちして襲いかかりました。被災地では、少子高齢化、過疎化、後継者不足、産業の空洞化が進み、高齢者世帯、ひとり親家庭、低所得者の貧困問題がより深刻化しました。
- 震災復興にかかる研究では、一旦、疎開や仮設住宅に移った住民の従前居住地への回帰率は概ね 70%前後にとどまるとの報告があり、東日本大震災では、被災地からの人口減少が現実のものとなりました。
- 復興プロセスではさまざまな問題が生じましたが、これらは新しい問題ではなく、従前からの問題が表出したものでした。

(図表 被災3県における人口推移)



〔務省統計局「人口推計」、岩手県「毎月人口推計」、宮城県「推計人口の推移」、福島県「現住人口調査月報」を基に作成〕

(3) なりわいや産業の復興において想定される事態

【想定される事態】

〔被災した農林水産事業者の営農や操業再開が遅れる。失った販路を再び確保することが困難となる〕

【被災地の状況や課題】

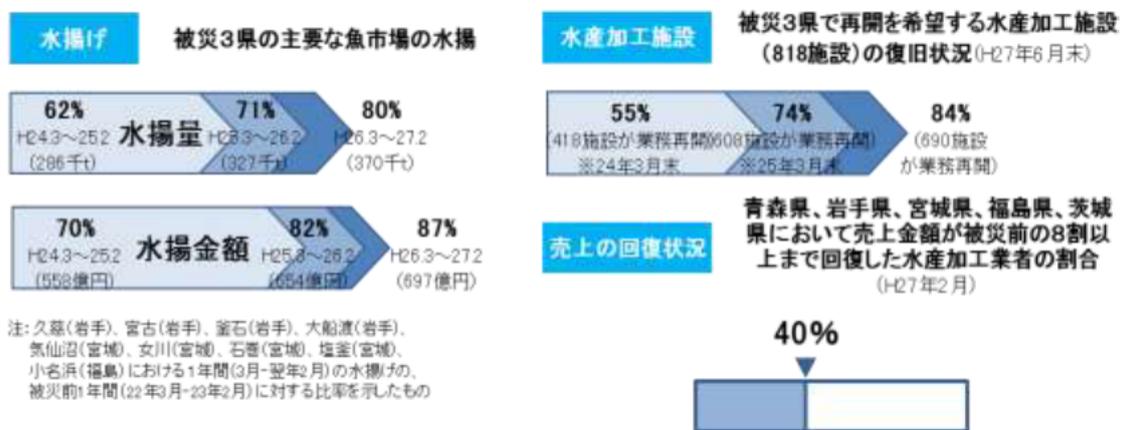
(東日本大震災)

- 東日本大震災では、生産基盤や産業基盤が津波によりことごとく失われたた

め、被災した事業者の圧倒的多数が生計の道を閉ざされることとなりました。

- 全国の農林水産関係の被害額は約2兆4千億円に上り、阪神・淡路大震災の約26倍に及びました。
- 沿岸部の漁港のほとんどが被害を受け、水産加工施設も壊滅的な打撃を受けました。
- 施設を復旧するまでの間、水産物や水産加工物の供給を停止せざるを得なかったことから、一度失った販路の回復が大きな課題となりました。
- 平成27年2月時点で、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県において、売上金額が被災前の8割以上まで回復した水産加工業者の割合は40%にとどまっているのが現状です。

(図表 水産業の復興状況)



注: 久慈(岩手)、宮古(岩手)、釜石(岩手)、大船渡(岩手)、気仙沼(宮城)、女川(宮城)、石巻(宮城)、塩釜(宮城)、小名浜(福島)における1年間(24年3月~25年2月)の水揚げの、被災前1年間(22年3月~23年2月)に対する比率を示したものの

(復興庁「東日本大震災からの復興の状況と最近の取組(平成27年11月版)」を基に作成)

【想定される事態】

被災した商工事業者が操業停止や事業縮小に追い込まれる。また、事業再開が遅れる

【被災地の状況や課題】

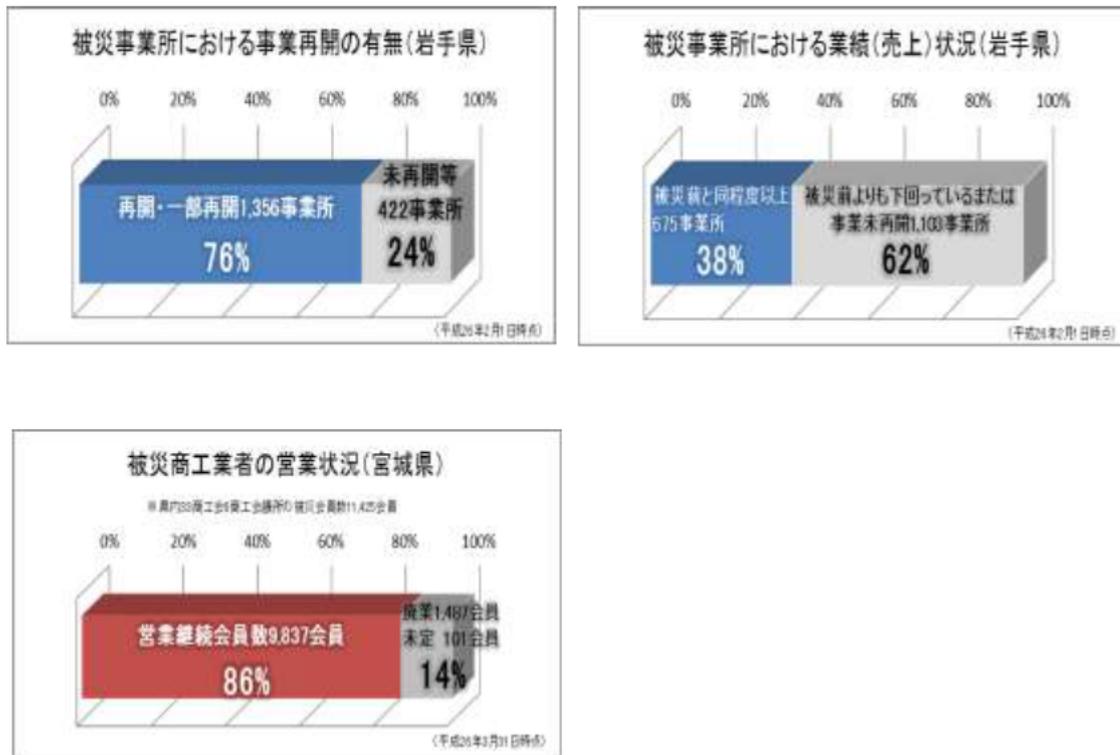
(東日本大震災)

- ものづくり産業への影響は甚大で、沿岸部を中心に、工場や機械設備の損壊・流出等による生産停止が相次ぎました。また、内陸部においても、道路・鉄道・港湾などの広域物流インフラが分断されたことによるサプライチェーンの寸断・混乱が発生しました。
- 沿岸部の低平地部に形成されていた中心市街地の商店・飲食店は、そのほとんどが津波による壊滅的な被害を受け、店舗建物や設備、商品等が流出・損壊しました。
- 岩手県では、震災から3年近くが経過した平成26年2月1日時点で、被災した事業所(1,778事業所)の約4分の1が業務を再開できず、また、約6

割の事業所が震災前の業績を回復するに至りませんでした。

- 宮城県では、平成 26 年 3 月 31 日時点で、被災した商工事業者（11,425 会員）のうち、9 割近くの事業者が業務を再開できたものの、1 割強の事業者は廃業を余儀なくされました。
- 工場の再開にたどり着いても、従業員の確保が困難でした。あわせて、従業員の住居や通勤手段の確保が容易でなく、このことが、困難な事態に拍車をかけました。

（図表 被災した事業者（事業所）における事業再開状況）



（岩手県「いわて復興の歩み」、宮城県「みやぎ・復興の歩み」を基に作成）

【想定される事態】

〔観光需要が大きく落ち込み、その後も伸び悩む〕

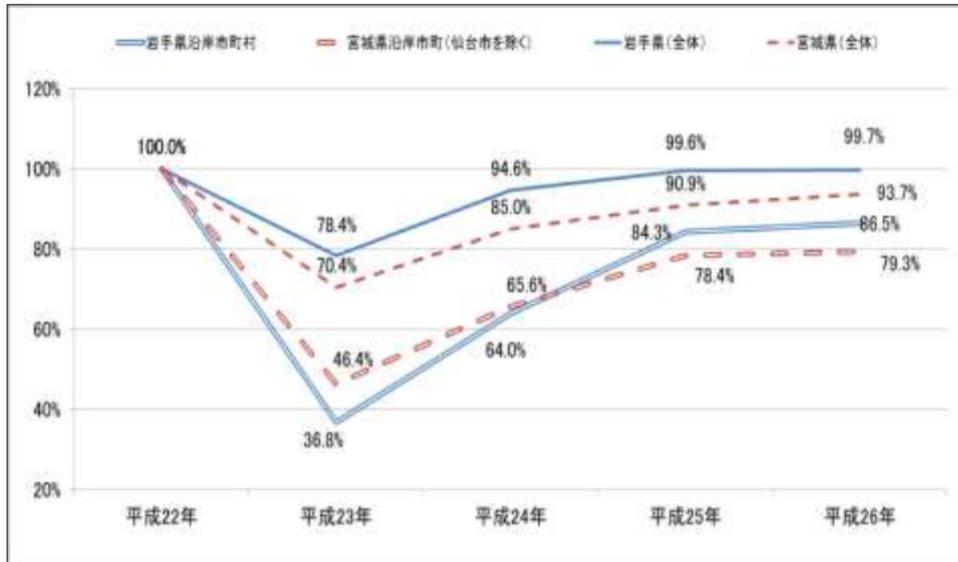
【被災地の状況や課題】

（東日本大震災）

- 震災直後からの全国的な自粛ムードによる各種イベントの中止や個人消費の低迷は、観光産業に大きな打撃を与えました。
- 平成 22 年と 26 年の観光入込客数を比較したとき、岩手県・宮城県両県とも県全体としては概ね震災前の水準に回復する一方で、沿岸部においては回復に遅れが見られます。岩手県沿岸部は震災前の 86.5%、宮城県沿岸部は 79.3%にとどまるなど、まだまだ厳しい状況が続いています。

- 国全体としては訪日外国人旅行者が急増しているものの、原発事故に伴う風評被害に起因して、東北地方を訪問する旅行者の数は伸び悩んでいます。

(図表 沿岸部における観光入込客の推移)



(単位：人)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
岩手県(全体)	28,956,359	22,711,143	27,401,144	28,842,838	28,861,216
岩手県(沿岸市町村)	7,378,109	2,717,008	4,719,872	6,219,676	6,380,344
宮城県(全体)	61,285,934	43,157,768	52,082,052	55,690,689	57,424,462
宮城県(沿岸市町)	20,857,534	9,671,206	13,683,325	16,354,240	16,546,463

※岩手県沿岸市町村：宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町(12市町村)

※宮城県沿岸市町：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町(仙台市を除く14市町)

(岩手県・宮城県「観光統計概要」を基に作成)

第3章 「復興」の基本理念

1 「人間」と「人間関係」の回復

大規模災害からの長引く復興は、人々から健康を奪うだけでなく、生命をも奪い、つまりは「人間」を崩壊させていくことになります。そして、そのことが、復興自体を遅らせるという悪循環を生んでいくのです。

また、大規模災害からの長引く復興は、「人間」を破壊すると同時に「人間関係」をも破壊していきます。

復興事業が進み、いつしか新たな「まち」が生まれ、なりわいや産業が戻ってきたとしても、そのとき、一人ひとりの住民が「幸福」を実感していない限り、真の意味の復興はないのだらうと思います。言い換えれば、「人間」や「人間関係」が壊れていない状態、あるいは、回復している状態が実現していない限り、真の復興はないと言えるのではないのでしょうか。

「復興」は文字どおり「復幸」でなければならないのです。

2 地域コミュニティの再生

「人間」が壊れないようにできるのは、また、「人間」を回復させることができるのは、そうした「社会環境」しかないのではないのでしょうか。すなわち、その人を取り巻く「地域コミュニティ」の存在です。それはそのまま、「人間関係」の回復にも当てはまります。

大規模災害により地域コミュニティが破壊されてしまうと、住民はバラバラになり、被災前の住宅から避難所へ、そして仮設住宅へ、その後さらに災害公営住宅へと、転々と移り住むたびに、コミュニティの再構築が迫られる、さらに言えば、新たなコミュニティを形成しなければならない、ということになってしまいます。

こうしたことから、「人間」と「人間関係」が破壊されるのを食いとめ、あるいは回復させ、一人ひとりが真の意味の復興を遂げるためには、もとより、平時からの地域コミュニティの形成について重視しながらも、それが破壊された後、いかにして円滑に「地域コミュニティの再生」を図るか、そのことがより重要であろうと考えます。

そこで、本指針では、復興プロセスにおける「人間」と「人間関係」の回復をめざし、一人ひとりの幸福につながる真の意味の復興（復幸）事業を進めるため、「地域コミュニティの再生」を「復興」の基本理念として掲げることとします。

第4章 復興に向けて取り組むべき対策の全体像

1 復興に向けた対策（全体像）

I 計画的復興に向けた行政運営

<計画的復興に向けた体制整備>

- (1) 行政機能の回復
 - ①非常時優先業務の継続
 - ②人的資源の確保（他県からの派遣受入）
 - ③人的資源の確保（任期付職員等の採用）
- (2) 復興体制の整備
 - ①三重県震災復興本部（仮称）の設置
 - ②三重県復興方針（仮称）の策定
 - ③三重県復興計画（仮称）の策定
 - ④三重県復興計画（仮称）の進行管理
- (3) 市町支援
 - ①被災した市町への職員の派遣
 - ②市町の復興計画の策定支援
- (4) 財政面の措置
 - ①復興事業にかかる財政需要見込額の算定
 - ②復興財源の確保
- (5) 情報提供
 - ①被災地調査の受入調整
 - ②復興状況の把握と情報提供
 - ③復興記録誌の作成

II 地域の再生や生活の再建

<住まいと暮らしの再建>

- (1) 被災住宅の応急対策
 - ①応急危険度判定の実施
 - ②住宅の被害認定調査の実施（罹災証明の発行）
 - ③被災者による自宅の応急修理支援
- (2) 緊急の住宅確保
 - ①住民の住宅再建意向の把握
 - ②応急仮設住宅用地の確保
 - ③応急的な住宅の供給計画の作成
 - ④応急仮設住宅（借上げ）の確保
 - ⑤応急仮設住宅の建設
 - ⑥応急仮設住宅の利用長期化を見据えた取組・適切な解消に向けた取組
- (3) 恒久的な住宅の供給
 - ①恒久的な住宅の供給計画の作成
 - ②災害公営住宅の建設
- (4) 災害廃棄物の処理
 - ①廃棄物処理施設の被害状況の把握
 - ②被災現場からの災害廃棄物の撤去
 - ③市町二次仮置場からの災害廃棄物の撤去
 - ④市町三次仮置場（二次仮置場（県設置））からの災害廃棄物の撤去
- (5) 雇用の維持・確保
 - ①雇用状況調査の実施
 - ②雇用維持にかかる支援制度の周知
 - ③離職者の生活・再就職支援
- (6) 被災者への経済的支援
 - ①税等の減免、徴収猶予、期限延長の実施
 - ②義援金、被災者生活再建支援金の配分
 - ③被災者生活再建の手引きの作成
- (7) 保健・医療・福祉対策
 - ①要配慮者の被災状況の把握
 - ②医療施設の復旧
 - ③社会福祉施設の復旧
 - ④被災者の心と身体への健康支援
- (8) 学校の再開
 - ①児童生徒等の被災状況の把握
 - ②学校施設の復旧・再建（教室の確保）
 - ③応急教育計画の策定
 - ④被災児童生徒への経済的支援
 - ⑤児童生徒に対する心のケアの実施
- (9) ボランティアの受入体制の整備
 - ①みえ災害ボランティア支援センターの設置
 - ②復興に向けたボランティア活動への支援

＜まちの復興＞

(10) 公共土木施設の復旧・復興

- ①被災状況の把握と応急工事の実施
- ②道路、港湾等の交通基盤の確保・整備
- ③海岸、河川等の県土保全
- ④上下水道・工業用水道等のライフラインの復旧
- ⑤公園、緑地の復旧

(11) 安全な市街地の整備（復興まちづくり）

- ①被害を受けた市街地における建築制限の実施
- ②被災市町の復興まちづくり計画の策定支援
- ③被災市町の復興まちづくりの円滑な推進
- ④市街地整備（復興）の支援

(12) 文化の再生

- ①文化財・歴史的建造物等の被災状況の把握
- ②被災文化財等の修理・修復
- ③文化・社会教育施設の再開

Ⅲ なりわいや産業の復興

＜産業・経済の復興＞

(1) 農業の経営再建

- ①農業の被害状況の把握
- ②被災農地及び農業用施設の復旧・機能の回復
- ③農業者等の経営再建に向けた相談等の実施
- ④安定生産に向けた技術支援
- ⑤県産農産物の販路の確保、取引拡大のための取組の強化

(2) 林業の経営再建

- ①林業の被害状況の把握
- ②林産施設、林道等の復旧・機能の回復
- ③林業者等の経営再建に向けた相談等の実施
- ④県産木材の販路の確保、取引拡大のための取組の強化

(3) 水産業の経営再建

- ①水産業の被害状況の把握
- ②漁港、漁場、水産加工施設等の復旧・機能の回復
- ③漁業者等の経営再建に向けた相談等の実施
- ④県産水産物の販路の確保、取引拡大のための取組の強化

(4) 商工業の経営再建

- ①商工業の被害状況の把握
- ②商工事業者の経営再建に向けた相談等の実施
- ③二重債務問題の解決に向けた支援
- ④仮設店舗・工場等での事業再開の支援
- ⑤販路の確保、取引拡大のための取組の強化

(5) 観光業の経営再建

- ①観光業の被害状況の把握
- ②観光事業者の再建、観光地の復旧に向けた支援等の実施
- ③自粛ムードにより沈滞した国内外の観光需要の喚起

第5章 地域コミュニティの再生に向けて

1 「復興」の基本理念をふまえた平時からの取組

前章で掲げた取組のうち、特に「Ⅱ 地域の再生や生活の再建」で取り上げた取組項目を確実に実施することができれば、一人ひとりの幸福につながる真の意味の復興（復幸）に少しでも近づくことができるのだと思います。

しかしながら、ひとたび壊れてしまった「人間」や「人間関係」はなかなか容易には元に戻りません。

そこで、これらの対策を補完する、さらに細やかな取組、復興を見据えた平時からの取組が必要となります。

【ちから・いのち・きずなプロジェクト*】

三重県が現在推進している取組の一つに「ちから・いのち・きずなプロジェクト」があります。

これは、地域防災力の中核を担う消防団と自主防災組織の充実とこれらの連携強化によって、「地域の組織力」を発揮して災害に対応することをめざすものです。

地域が一つのまとまりをもって災害に対応することができるよう、「共助」の重要な担い手である消防団と自主防災組織がそれぞれの役割分担を明確にして、「防災」や「復興」の観点から地域の絆づくりを進めるのです。

【災害ボランティア】

本来、復興（復幸）の形は、人によって異なります。だから、被災者の数だけ復興の姿はあるのです。こうした、それぞれの人が望む復興をそばで寄り添いながら支援できる存在、それがボランティアです。

しかし、復興プロセスにおいて発生するボランティアニーズがあまりに大きいため、県内のボランティアだけでは被災者のニーズを充足できないことが予想されることから、県外からのボランティアに支援を求めることが必要となってきます。

このため、平時から、みえ災害ボランティア支援センターの運営体制の強化に取り組むとともに、市町等における現地センターの円滑な設置・運営に向け、センター設置・運営マニュアルの策定をはじめ、マニュアルに基づく訓練の実施など、必要な体制づくりを進めておくことが重要となります。

* 激化する自然災害に緊急に対応できる地域防災力を強化するため、その中心となる「消防団」と「自主防災組織」の充実強化を図り、この二つの組織がまとまりをもって、災害対応に力を発揮するための人づくりの新たな仕組みを構築するプロジェクト。

平成27年度にキックオフし、自主防災組織に指導・助言ができる消防団員（アドバイザー）づくり、実践的な活動ができる自主防災組織リーダーづくり、消防団と自主防災組織が相互の活動を理解し合うための場づくり、消防団と自主防災組織が連携して活動するモデル事業の実施などの取組を進めている。

【防災教育】

防災教育を通じて、次世代の地域防災の担い手を育てていくことは、近い将来、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害が発生したとき、地域のコミュニティが受ける被害の軽減につながるだけでなく、その後の復興プロセスにおいても、彼らは大きな役割を果たすことになるはずです。

将来を見据えたとき、「ちから・いのち・きずなプロジェクト」や「ボランティア」の主演となるのも、また、今を生きる子どもたちです。その意味から、この復興指針においても「防災教育」を重要な取組の一つとして位置づけたいと考えます。

2 平時からの取組の延長線上にある取組

東日本大震災の被災地では、被災者一人ひとりに寄り添って見守り支援を行うための体制づくり、被災者が相互に力をあわせて課題解決を図ることができる体制づくりのため、以下のような取組が行われました。

【岩手県】

「応急仮設住宅運営にあたってのガイドライン」や「災害公営住宅等における見守り事業実施の手引き」などのマニュアルを作成し、市町村に配布するなど自治会の設置を促進しました。

また、災害公営住宅への入居など恒久的住宅への移行が本格化する中で、新しい居住環境におけるコミュニティ形成の支援が必要となることから、地域の支援者を対象に「災害公営住宅への移行研修」を実施し、移行期に必要な支援やコミュニティ対策の必要性について意識の醸成を図りました。

【宮城県】

地域コミュニティの再構築に向けて、市町等と連携し、12地区（平成27年6月1日時点）において「復興応援隊」を配置し、仮設住宅自治会へのサポートやイベント開催による集客交流の場づくりなど、地域課題の解決に向けた住民主体の取組を支援しました。

災害公営住宅等における地域コミュニティ機能の強化に向けて、自治会等が主体的に取り組むコミュニティ再生活動を支援するため、平成27年度から地域コミュニティ再生支援事業補助金を創設しました。

【福島県】

災害公営住宅の入居者同士や地域住民との新たなコミュニティの構築を図るため、コミュニティ交流員を災害公営住宅に派遣し、自治組織の活動支援、イ

ベントの企画、ニュースレターの作成など交流活動を支援しました。

【釜石市】

市社会福祉協議会への委託を通じて、平成26年2月から、復興公営住宅サポーター（3名）を配置し、復興公営住宅サポート事業を開始しました。高齢化、独居化、転居等による人と人のつながりの希薄化が進む中、入居者に対する戸別の安否確認、生活指導、相談のほか、地域住民との交流を促進するためのサロンを実施するなど、地域コミュニティの再構築に向けて積極的な働きかけを行いました。

【大槌町】

地域支援員を配置して、仮設住宅の見守り支援やコミュニティ活動支援を実施しました。

また、買い物弱者となる高齢者等に対し、町社会福祉協議会、宅配業者、地元のスーパーマーケット、ドラッグストア等が連携し、買い物サポートサービスを展開しました。

【仙台市】

応急仮設住宅に入居している全ての世帯を対象とした戸別訪問等を実施し、把握した情報をもとに、4つの世帯類型（生活再建可能世帯、日常生活支援世帯、住まいの再建支援世帯、日常生活・住まいの再建支援世帯）に応じて細やかな支援を行う「被災者生活再建推進プログラム」を策定しました。各世帯の状況や課題、支援の必要性に基づき、復興事業局と区役所が中心となり、市社会福祉協議会やNPO等と連携しながら、支援を実施しました。

【気仙沼市】

応急仮設住宅（プレハブ住宅）において、お茶会、趣味等による交流を促進するとともに、入居者名簿の作成や班体制の整備などにより自治組織の設立や運営を支援しました。また、福祉関係者やコミュニティづくりを得意とするNPO等と連携し、高齢者、障がい者、子ども等への見守りや声かけ、生活相談などの包括的なサポートの仕組みづくりを進めました。

災害公営住宅や防災集団移転団地の整備に対応し、高齢者等の生活再建や自立生活を支援するため、生活援助員（LSA；ライフサポートアドバイザー）が巡回訪問を行い、安否確認や見守り等を実施しました。

【多賀城市】

「震災以前よりも、より良い地域社会にするためには、そこで暮らす市民の

つながりや集まりである地域コミュニティを震災以前よりも、もっとより良いコミュニティにしなければならない」との考えのもと、被災地区自治会・町内会再生支援事業を通じて、地域支援員2名を被災地区に派遣し、自治活動の再生支援を行いました。なかでも、平成26年10月から入居開始となった災害公営住宅では、お互いを知らない入居世帯が大半であったことから、入居者同士の関係づくり、入居者と地域との接点づくりを進めるため、平成27年3月までの6か月間で、計11回の交流会を開催しました。また、自治会設立に向けた説明会及び懇談会を平成26年12月に開催したほか、平成27年1月から2月にかけて、自治会設立準備会の立ち上げ、そして同年3月の自治会設立総会の開催など、継続して支援を行いました。さらに、自治会設立後もサークル活動への支援を行うなどさらなる交流を促進しました。

このほかにも、コミュニティ活動の拠点である集会所が津波により被災したことから、地区集会所復旧整備事業により現状復旧のための工事・修繕等を行うことにより、機能回復を図りました。

【岩沼市】

岩沼市では、市域の48%（被災地では最も高い割合）が浸水するなど、沿岸部の6つの集落が壊滅的な被害を受けました。市は、「コミュニティの維持」を復旧・復興の基本方針に掲げ、地区単位での避難所の避難、地区単位での仮設住宅への入居、地区単位での集団移転先への移転を進めました。

集団移転に際しては、持続的なまちをつくっていくためには、多少時間がかかっても、住民自らが決めていくことが最適であると考え、被災住民、移転先地区の住民、学識経験者等で構成する「まちづくり検討委員会」を発足させ、市も一体となって、移転先のまち歩きやワークショップの開催など、まちづくりの想いを形にするための取組をきめ細かく実施しました。国土交通大臣による事業計画の同意（平成24年3月）、宮城県知事による開発行為の許可（同年5月）、着工（同年8月）など、被災地の中では先陣を切って事業の進展が図られ、住民の意向が反映された集団移転先では、かつてのコミュニティに沿うような配置で宅地が造られました。

【東松島市】

入居率が2割を切った仮設住宅団地については集約対象としていく、という市の方針をふまえ、仮設住宅への戸別訪問等を行っていた「地域サポートセンター（市社会福祉協議会への委託）」では、各仮設住宅団地をつなぐ事業に新たに取り組むこととなりました。

仮設住宅の垣根を超えて交流し顔なじみになることは、集約後に生じる再度のコミュニティづくりにつながるものであり、毎月1回、ノルディックウォークや料理教室等を楽しみ、最後は必ずお茶を飲んで語り合う場を設けるなど、

仮設住宅団地同士の交流を図りました。

平時からの取組とその姿勢が、いざ災害時に、速やかに、かつ円滑に、こうした細やかな取組を展開することへと結びついていきます。

これらの取組事例等を参考にしながら、県と市町、そして全ての県民のみなさんとで、復興に向けて、今、何をなすべきなのか、深く考えることが重要だと思います。

三重県復興指針【県民向け概要版】

平成 28 年 3 月

発 行	三重県
連絡先	〒514-8570 三重県津市広明町13番地 (防災対策部 防災企画・地域支援課)
TEL	059-224-2184
FAX	059-224-2199
E-mail	bosai@pref.mie.jp
URL	http://www.bosaimie.jp/